

評価項目及び評価基準

別表 1

工 事 名	田川警察署庁舎新築工事		
分類	評価項目	評価基準	加算点
技術提案 【注1】 10点	目的物の性能・機能に関する事項 課題『躯体コンクリート部材の品質・精度の確保について』 (5.0点)	工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案内容について評価する	～5.0
	社会的要請に関する事項 課題『工事期間中の防災計画について』 (5.0点)	社会的要請への対応に関する技術提案内容について評価する	～5.0
企業の技術力	工事成績平均点【注2】 ※代表構成員のみ評価 (1.8点)	86点以上	1.8
		83点以上86点未満	1.4
		80点以上83点未満	0.9
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	-
	施工実績【注3】 (1.6点)	5,700㎡以上の実績が2件以上あり、かつ、当該建物と同用途(警察署又は警察本部庁舎)の建物が含まれる	1.6
5,700㎡以上の実績が2件以上ある		1.1	
3,900㎡以上の実績が2件以上ある		0.5	
上記以外		-	
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注4】 ①ISO9001 ②ISO14001又は『エコアクション21』 (0.6点)	①と②の認証の両方を取得済み	0.6	
	①又は②の認証を取得済み	0.3	
	認証を未取得	-	
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.0点)	田川市(代表構成員については福岡県内)に主たる営業所がある	1.0	
	田川県土整備事務所管内に主たる営業所がある※代表構成員以外	0.5	
	上記以外	-	
配置予定技術者の技術力	工事成績【注5】 ※代表構成員のみ評価 (1.8点)	86点以上	1.8
		83点以上86点未満	1.4
		80点以上83点未満	0.9
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.5
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	-
	施工実績【注6】 (1.6点)	5,700㎡以上、かつ、当該建物と同用途(警察署又は警察本部庁舎)の建物の実績がある	1.6
		5,700㎡以上の実績がある	1.1
		2,800㎡以上の実績がある	0.5
		上記以外	-
	資格の保有期間 1級国家資格等【注7】の保有期間 (0.8点)	10年以上	0.8
3年以上10年未満		0.4	
3年未満		-	
継続能力開発(CPD)の取組み状況【注8】 (0.8点)	団体が定める目標単位数以上の証明有	0.8	
	団体が定める目標単位数の50%以上の証明有	0.4	
		上記以外	-
加算点合計		20点	
施工体制の評価 1.1点	施工体制評価点【注9】 (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.1
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札	-
合 計		21.1点	

【特定建設工事共同企業体(JV)の加算点について】

・JVの加算点は、各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

(例)3社JVで出資割合がA社50%、B社30%、C社20%の場合

$$JVの加算点 = (A社の加算点 \times 50\%) + (B社の加算点 \times 30\%) + (C社の加算点 \times 20\%)$$

【注1】有効な提案の数により評価する。(特記仕様書等に記載してある事項等、一般的な内容は評価の対象としない。)

技術提案については、各構成員が協議の上作成したものを1部提出すること。

【注2】平成22年度から令和6年度に竣工した福岡県警察本部及び福岡県建築都市部が発注した建築一式工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の加重平均とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成21年度から令和5年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した建築工事の工事成績評定点の加重平均とする。いずれも該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の建築一式工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは、福岡県(警察本部及び建築都市部を除く)、県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注3】平成22年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した、建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事の実績とする。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。また、評価対象となる警察署又は警察本部庁舎とは、留置施設を有する警察施設をいう(以下同じ。)

【注4】評価の対象は、認証登録範囲に建築物の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】平成22年度以降に竣工した福岡県警察本部若しくは福岡県建築都市部が発注した建築一式工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した建築工事の工事成績の中で申請されたものとする。該当なき場合は、平成22年以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の建築一式工事の実績で申請されたものを評価する。なお、いずれの場合も、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は主任(監理)技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

【注6】平成22年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した、建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事で、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

【注7】1級国家資格等とは、1級建築施工管理技術士及び1級建築士とする。

【注8】評価対象となる団体は、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金又は(公財)建築技術教育普及センターとする。

【注9】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。